



(公社)神奈川労務安全衛生協会
小田原支部
小田原市城内1丁目21番地
TEL 0465-24-1753
発行責任者 支部長 鈴木 重人
編集 広報部会



(株)ミクニ小田原事業所 奥山和彦氏 撮影

第85回 全国安全週間スローガン

『ルールを守る安全職場

みんなで目指すゼロ災害』

平成24年度

全国安全週間を迎えて

小田原労働基準監督署 署長 長久保 茂



全国安全週間は、「人命尊重」の基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に昭和3年に初めて実施され、本年で85回目を迎えます。

労働災害による死者数は、昭和36年の6,712人をピークに減少していますが、平成23年は2,000人を超えており、震災を直接の原因とする死者を除いてもなお、1,024人の尊い命が労働の場で失われています。一方、労働災害による死傷者数は、平成22年・23年と2年連続で増加しており、このような事態は、いわ

ゆる石油ショック後の景気回復期以来、実に33年ぶりのことです。

こうした状況から、何としても労働災害を減少させるという強い決意の下、安全衛生担当者や労働者による現場の確認、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守るという原点に立ち返り、労働災害ゼロを目指していく必要があることから、平成24年度の全国安全週間においては、「ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害」をスローガンとしています。

全国安全週間における安全活動を実効あるものとして、ゼロ災害を目指しましょう。

第85回全国安全週間

小田原地区推進大会に参加して

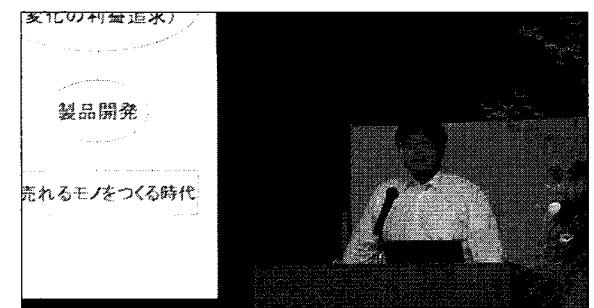
平成24年度全国安全週間小田原地区推進大会が、6月5日に開催されました。小田原産業労働団体連合会の鈴木会長、小田原労働基準監督署の長久保署長よりご挨拶を頂きました。経済



情勢も欧州の経済危機や株安・円高、また、電力不安など先行き不透明な中にあっても労働管理・安全衛生管理に取り組むことを軽んじてはならない。小さな災害、ミスを放置している所は大きなミスに繋がっていく。小さな「きづき」を大切にしてほしい、とのお話がありました。長久保署長からは労働災害も長期的には減少傾向にあるが、昨年は震災を直接の原因とした死者を除いても千人を超える尊い命が失われている。本年度のスローガンは、職場の基本的ルールを守るという原点に立ち返るという意味から作成された。また、電力事情が厳しい中、熱中症対策もお願いしたい旨話をありました。

小田原労働基準監督署安全衛生課の田代課長

より、今年度の推進内容が説明されました。基本的なルールが守られず重大な事故に繋がった事例が目立っています。今一度、コンプライアンス、職場の規則を見直し、ゼロ災害に繋げて頂きたい、とのお話がありました。法律だけでは防げないことがある、自主的な活動を通じて、先手先手で行動する意識の向上が不可欠であるとのお話は、重要なことと感じました。



特別講演では、「利益が上がる『5S』の進め方」と題して、ジット経営研究所の古谷 誠氏よりご講演頂きました。5Sの基本的な言葉の意味から具体的な実践事例まで、詳細なお話を頂き、「基本に戻って見直すこと、実践し、躰（定着化）すること」の意義は、スローガンの「ルールを守る」に通じることで大変参考になりました。推進大会に参加し、「基本に戻ってルールを守る」という基本中の基本を再認識し、安全衛生活動を推進していきたいと思います。

(わかもと製薬㈱相模大井工場 矢後隆治)

労働保険の年度更新手続等について

小田原労働基準監督署

料等を添えて、金融機関（注1）、所轄都道府県労働局及び労働基準監督署（注2）のいずれかに提出していただく必要があります。

この申告書は、あらかじめ労働保険番号、事業の所在地・名称、保険料率等が印書され、都道府県労働局から各事業主あてに送付されますので、それを使用してください。

また、記入にあたっては、申告書をお送りした封筒に同封する「労働保険 年度更新申告書の書き方」をよく読んでご記入ください。

（注1）日本銀行の本店、支店、代理店及び歳入代理店（全国の銀行・信用金庫の本店又は支店、郵便局）。

（注2）黒色と赤色で印刷してある申告書は所轄都道府県労働局又は所轄労働基準監督署へ、ふじ色と赤色で印刷してある申告書は所轄都道府県労働局又は所轄公共職業安定所へ提出してください。

3 年度更新手続上の留意点

年度更新において納付する労働保険料の算定については、その事業で使用されるすべての労働者に支払った賃金総額に、その事業に応じて定められた保険料率を乗じて算定し、一般拠出金の額については、賃金総額に一般拠出金率（一律1000分の0.05）を乗じて算定を行い、申告・納付します。

労働保険料等は、その事業に使用されるすべての労働者に支払った賃金の総額に、その事業に定められた保険料率・一般拠出金率を乗じて算定します。そのため、この賃金総額を正確に把握しておくことが必要です。

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をい

いますが、雇用保険料の負担が免除される「高年齢労働者」（その保険年度の初日において満64歳以上の者）や雇用保険の被保険者とならない者（学生アルバイト等）に対して支払った賃金がある場合には、労災保険に係る保険料と雇用保険に係る保険料とを区別して、それぞれ算定したものの合計が労働保険料となります。

「賃金」とは、賃金、給与、手当、賞与など名称の如何を問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、一般的には労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事業主に義務づけられているものとなります。

4 電子申請・電子納付について

労働保険適用徴収関係手続については、電子申請及び電子納付が可能です。詳しい電子申請等の方法については、電子政府の総合窓口をご覧ください。

5 年度更新でよくある質問

Q 1. 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらしいのですか。

A. 領収済通知書の納付金額以外であれば訂正できますので、訂正後の数字（文字）がわかるように書き直してください。訂正印の必要はありません。

なお、納付額の訂正是できませんので、新しい領収済通知書を使用してください。領収済通知書は最寄りの労働基準監督署及び労働局に用意しています。また、他都道府県の領収済通知書での納付はできませんのでご注意ください。

Q 2. 事業主（事業）の名称・所在地を移転（名称を変更）しましたが、申告書の○29事業主（○28事業）の欄は新旧どちらを記入したららしいのですか。また

領収済通知書の印書されているものは訂正していいのですか。

A. 新しい名称・所在地を記入してください。領収済通知書については訂正せずそのまま使用してください。なお、変更があった場合は労働基準監督署へ「名称、所在地等変更届」、ハローワークへ「事業主事業所各種変更届」を提出してください。

Q 3. 納付金額がないとき（口座振替対象の場合を含む）申告書の提出はどうしたらいいのですか。

A. 申告書のみを管轄の労働基準監督署、労働局または社会保険・労働保険徴収事務センターに提出してください（労働局への郵送も可能です）。

Q 4. 還付額があるときはどうしたらいいのですか。

A. 申告書の提出と併せて労働保険料・一般拠出金還付請求書を管轄の労働基準監督署または労働局に提出してください。

Q 5. 一般拠出金とは何ですか。

A. 石綿による健康被害の救済に関する法律により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、平成19年4月1日より事業主のみなさまにご負担頂くものとなりました。

※ ご不明な点がございましたら、都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

※ 厚生労働省のホームページでも関連の情報をお伝えしています。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken21/>)

平成24年度

小田原地区安全功労者表彰



株式会社
カネボウ化粧品
小田原事業場
黒川晴香



株式会社
明治フレックス
山北工場
草柳充之

■表彰者の選考について

この表彰は、毎年、全国安全週間小田原地区推進大会において、小田原産業労働団体連合会の表彰規定に基づき、3年以上無事故の事業場の中より、同一事業場に5年以上勤務し、かつ安全に対し功績のあった方に贈られるものです。

小規模事業場の事業者と労働者の皆さんへ 地域の産業医による健康相談・保健指導は 無料健康相談窓口をご利用下さい

労働者が心身ともに健康で働き続けられるように、長時間労働面接指導、メンタルヘルス対策や生活習慣病予防など、事業場が行う労働衛生管理の支援をするために、「神奈川県県西地域産業保健センター」では、地域の産業医による面接指導や健康診断の事後措置などの無料健康相談・保健指導を行っています。

- 1. 無料健康相談窓口ご利用時間**（ご利用希望の方は、事前にご連絡下さい）
午後1時00分～3時00分まで
- 2. 相談日**（平成24年10月までの相談日は次のとおりです。メンタルはメンタルヘルス相談の日です）
7月18日(水) 7月23日(月) メンタル 8月1日(水) 8月20日(月) メンタル 8月22日(水)
9月6日(木) 9月18日(火) 9月24日(月) メンタル 10月2日(火) 10月11日(木)
10月17日(水) 10月22日(月) メンタル
- 3. 木曜日会場**（小田原医師会衛生会館 1F会議室 小田原市城内1-2-2）
木曜日以外の日は、小田原市保健センターで「健康相談窓口」を開設しています。
この他に事業者や労働者が利用し易いように、南足柄市、松田町、箱根町、開成町、山北町、中井町などの産業医のいる診療所でも適宜開設しています。
連絡先 0465-49-2929（月～金曜日の祭日を除く10時から16時までにご連絡ください）

厚生労働省委託事業【神奈川県医師会、協力小田原医師会・足柄上医師会】 ご利用希望の方は
神奈川県県西地域産業保健センター TEL 0465-49-2929
FAX 0465-49-2930

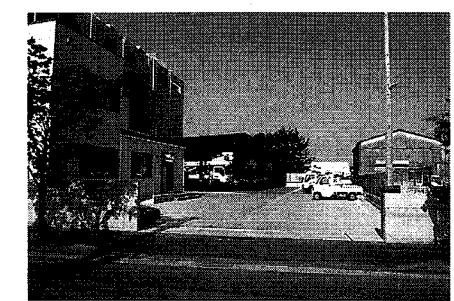
■小田原市酒匂2-32-16(小田原市保健センター内)コーディネーター 山本 熊

支部会員事業場紹介

☆社名 太洋物流株式会社
☆所在地 小田原市鬼柳486
☆代表者名 代表取締役社長 鈴木栄治
☆創立 昭和63年4月
☆従業員数 24名
☆事業内容 段ボールケース全般、一般区域貨物自動車運送、流通加工・梱包作業全般、一般労働者派遣他に山北事業所、小田原事業所、掛川事業所での加工事業



☆社名 一寸木電設株式会社
☆所在地 小田原市成田1052-1
☆代表者名 代表取締役 一寸木孝好
☆創立 昭和47年3月
☆従業員数 35名
☆事業内容 一般電気設備工事の設計・施工
配電線工事の設計・施工
一般土木工事、とび土工工事、外構工事等の設計・施工



[事務局だより]

事務局長 石塚 金蔵

(退任のご挨拶)

5年余に亘り会員及び役員皆様のご指導、ご鞭撻を賜り、また、監督署のご指導で事務局業務を何とか全うする事ができ、心から感謝申し上げる次第です。安全衛生は地道な活動と取組みが必要です。事業場に定着する様にお願いします。

会員の皆様の益々のご隆盛と協会の発展をお祈り致します。ありがとうございました。

(新任のご挨拶)

石塚 金蔵

この度、縁あって剣持事務局長の後を受けまして、支部の仕事をさせて頂く事になりました。会員の皆様へお役に立てる様に努力してまいります。また、お困りのことがありましたら事務局までご連絡を頂ければと思います。皆様のご指導宜しくお願ひ申し上げます。



現事務局長
剣持 收



新事務局長
石塚 金蔵

[7月～11月行事案内]

- * 救急法短期講習
 - ・7月4日(水) 小田原箱根商工会議所
- * リスクアセスメント研修
 - ・7月18日(水) 小田原箱根商工会議所
- * 健康保持増進講習
 - ・7月25日(水) 小田原箱根商工会議所
- * 全国労働衛生週間小田原地区推進大会
 - ・9月4日(火) 小田原市民会館
- * VDT労働衛生教育
 - ・9月13日(木) 小田原箱根商工会議所
- * KYTリーダー研修
 - ・9月19日(水) 小田原箱根商工会議所



首都圏では173年ぶりとなる、史上まれと言われる天体ショー『金環日食』が、5月21日の朝7時30分頃に観れると話題になり早速私も専用のグラスを購入し、天候を気にしながら楽しみにしていました。

当日の朝は曇り空でした。いつも通り愛犬の散歩に出かけましたが、雲行きはだんだん悪くなり、7時頃から雨まで降って来るしまつで、

* 安全衛生担当者の実務教育

- ・9月24日(月)、25日(火)

小田原箱根商工会議所

* 届出手続き講習

- ・9月27日(木) 小田原箱根商工会議所

* 研削といし特別教育

- ・10月4日(木) 小田原箱根商工会議所

* 小型移動式クレーン運転技能講習

- ・10月11日(木)、12日(金) 学科

小田原箱根商工会議所

- ・10月13日(土) 実技 曽我みのり館

* フォークリフト特別教育

- ・10月16日(火) 小田原箱根商工会議所

* 安全管理者選任時研修

- ・10月22日(月)、23日(火) 小田原箱根商工会議所

* クレーン運転特別教育

- ・10月30日(火) 小田原市民会館

* 有機溶剤業務労働衛生教育

- ・11月2日(金) 小田原市民会館

* 職長安全衛生教育

- ・11月7日(水)、8日(木) 小田原箱根商工会議所

* リスクアセスメント研修

- ・11月13日(火) 小田原箱根商工会議所

* 玉掛け業務特別教育

- ・11月22日(木) 小田原箱根商工会議所

* 粉じん作業特別教育

- ・11月28日(水) 小田原市民会館

[協会本部行事のお知らせ]

* 労務安全衛生管理夏季講座

- ・9月12日(水) ホテル横浜ガーデン

* (公社)神奈川労務安全衛生大会

- ・11月6日(火) 川崎市教育文化会館

[平成24年度入会事業場紹介]

4月1日～6月15日入会分 (1社)

都輸送株式会社

(現在会員数 325社)

日食どころではなくなりました。あきらめてテレビを見ると、日本各地で『金環日食』が目撃され、一大天体ショーが繰り広げられていました。肉眼ではないにしても、それは不思議な光景であり、また神秘的な光景でもありました。8時には雨も上がり、雲の切れ間から日差しが射しこんできましたが、時すでに遅く『金環日食』ではなく『部分日食』となっていました。

次は18年後に北海道で観ることができるとのこと、チャンスがあればぜひ観たいものです。

(広報部会 青木敏雄)